

・評価及び見直し

特定健康診査については受診者数や年齢層の状況、保健指導については階層化の判定や生活改善状況、医療費の変化などを把握し、健診・保健指導の実施方法・体制等を見直し検討していく。

特定健康診査等実施計画は「高齢者の医療の確保に関する法律」第19条により、特定健康診査等基本指針に即して5年を一期として、特定健康診査等実施計画を定める。特定健康診査・保健指導の達成状況などの状況変化に基づき計画を見直す。